

発議第 4 号

安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和4年9月14日

提 出 者

八雲町議会議員 佐藤 智子

賛 成 者

八雲町議会議員 横田 喜世志

八雲町議会議長 千葉 隆 様

安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書

2022年7月8日、安倍晋三元首相が参議院選挙の街頭演説中に銃撃され亡くなられたことに哀悼の意を表するとともに、このような銃撃は民主主義を踏みにじる重大な挑戦で断じて許すことはできない。

しかし、政府が安倍氏の国葬を閣議決定し、弔意を強制することは全く別問題である。そもそも「国葬」は、明治憲法下で天皇の勅令である「国葬令」に基づいて行われていたもので、国民主権、政教分離、法の下での平等、思想・信条の自由等を保障する日本国憲法制定を機に1947年に失効している。つまり、国葬の法的根拠はなく、「国の儀式に国葬が含まれる」という根拠もない。これが通るなら、何でも閣議決定で「国の儀式」にできることになる。

政府は、安倍氏を国葬とする理由に「総理大臣として歴代最長の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしている。しかし、安倍氏の在任中、犠牲者まで出た森友学園、さらに加計学園や桜を見る会の疑惑、自衛隊イラク派遣での公文書隠蔽など、いまだ解明されていない。安全保障関連法やプーチン大統領との「北方領土」交渉、アベノミクスなどは国民の評価が大きく分かれている。また今、大きな問題となっている「旧統一教会・国際勝共連合」と安倍氏との関わりが明らかとなっている。

このように評価が分かれる状況で、「国葬」という形で、安倍氏への礼賛と弔意を国民へ強要することは「民主主義を守る」ことと真逆と言える。

よって、安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月14日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣